

平成 18 年 4 月 28 日

各 位

大阪府中央区備後町 2 丁目 2 番 1 号
株式会社りそなホールディングス
(コード番号 8308)**公的資金返済を踏まえた平成 18 年度の資本政策に関わる
株主総会付議議案の方針について**

株式会社りそなホールディングスは、平成 15 年 5 月の預金保険法に基づく公的資金注入決定以来ほぼ 3 年間、平成 17 年 3 月までを「再生」、以降を“銀行業から金融サービス業への進化”に向けた「飛躍」への第二ステージと位置づけ、抜本的な経営改革に取り組んでまいりました。

その飛躍へ向けた取組みを一層確固たるものとするため、平成 18 年度を「公的資金返済本格化への一年」と位置づけ、資本政策における機動性を確保するとともに公的資金の返済具体化に向けて全力で取り組んでまいります。

この取組みの一環として、本日開催の当社取締役会において、平成 18 年度の資本政策の前提となる株主総会付議議案（自己株式取得および定款変更）について、以下の方針とすることといたしました。

(1) 自己株式取得枠の設定に関わる付議議案の方針

公的資金優先株式の株式会社整理回収機構からの一部買い受けを可能とするため、その取得枠の設定を付議する方針といたします。なお、その種類および総額等については、来る 5 月下旬の取締役会において決定いたします。

(2) 自己株式取得に関わる付議議案（定款変更案）の方針

自己株式の取得を機動的に行うことができるよう、本年 5 月施行予定の新会社法に基づき、これを取締役会の権限とする旨の定款変更を付議する方針といたします。この定款変更がなされた場合、本年度以降、公的資金に関わる優先株式の取得についても円滑かつ機動的に実施できることとなります。

(3) 新規優先株式授権枠の追加設定に関わる付議議案（定款変更案）の方針

財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため、新規優先株式の授権枠を追加設定する旨の定款変更を付議する方針といたします。なお、具体的な株式の内容、株式総数等については、来る 5 月下旬の取締役会で決定いたします。

以上